事務連絡

令和２年10月5日

　各都道府県建設業協会　御中

　一般社団法人　全国建設業協会

　労働部

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた

登録基幹技能者講習の講習修了証有効期限の取扱い等について

　時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の登録基幹技能者講習においては、受講者が受講による感染リスクを避けるために受講をキャンセル等したことによって、特例措置で定めた講習修了証の有効期限を過ぎてしまう恐れがあるとの状況を踏まえ、講習修了証の有効期限の特例については、令和2年3月6日から令和2年12月31日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者を評価・活用する場合においては、特例的に、一律令和2年12月31日までの間は有効期限を経過していないものとして取り扱うよう、国土交通省より通知がありました。

　つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部　又木